# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
# ショートステイクローバーズ・ピア重要事項説明書

令和８年８月１日

1　ショートステイクローバーズ・ピアの概要

（1）事業主体

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | 社会福祉法人　信和会 |
| 代表者氏名 | 理事長　　細越　善次郎 |
| 所在地 | 東京都中央区日本橋浜町二丁目４４番４号 |

（2）事業所の概要

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | ショートステイクローバーズ・ピア |
| 介護保険指定事業所番号 | ０２７２７００６１８<br>短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 |
| 指定年月日 | 平成１２年４月１日 |
| 事業所所在地 | 青森県八戸市南郷大字市野沢字山陣屋３６番地５０ |
| 連絡先 | 電話番号：０１７８－８２－３８７０<br>ＦＡＸ番号：０１７８－８２－３８７２ |
| 交通の便 | 八戸自動車道　南郷ＩＣより２分 |
| 建物概要 | 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建　2746.91 ㎡ |

（3）事業の目的及び運営の方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 1　事業者は、サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。<br>2　寝たきりや認知症等の要介護高齢者の生活を支援し、心身機能及び日常生活の維持向上を図ります。また、介護する家族の負担軽減を図り地域における高齢者福祉の充実と増進に寄与します。<br>3　利用者の方々が豊かな安らぎのある中で、毎日が健康で明るく楽しく、文化的な生活を送れる様に施設の充実を図ります。また、利用者の心身の健康づくりを中心に各職種と連携を密にし、地域福祉の拠点として高齢者福祉の向上を図ることを目的とします。 |
| 運営の方針 | 利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を維持、向上できるようその有する能力に応じて適正なサービスを提供するとともに、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業所その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。 |

（4）事業実施地域及び事業者の施設概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通常の事業の実施地域 | | 八戸市、階上町、南部町、軽米町、九戸村、二戸市、一戸町 | |
| 入　所　定　員 | | 併設利用型　２０名<br>空床利用型　特別養護老人ホームクローバーズ・ピアの定員２９名以内 | |
| 居　室 | 個　　室 | ２０室 | |
| 浴　室 | 特殊浴槽　　１ | 静　養　室　１室 | 食堂・ホール　１室 |
| | リフター浴槽　１ | 寮　母　室　１室 | 相　談　室　　１室 |
| 医務室 | １室 | 面　会　室　１室 | 宿　直　室　　１室 |

（5）事業所の職員体制　　※特養と兼務

| | |
|---|---|
| 管理者 | 岩沢　留美子 |

| 職 | 職　務　内　容 | 人員数 |
|---|---|---|
| 管理者 | 1　従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。<br>2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。<br>3　利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。<br>4　利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。<br>5　短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。 | 常勤　　１名 |
| 医　　師 | 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 | 非常勤　２名 |
| 生活相談員 | 1　利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。<br>2　それぞれの利用者について短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 | 常勤１名以上 |
| 看護師・<br>准看護師<br>（看護職員） | 1　サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。<br>2　利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。<br>3　利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。 | 常勤１名以上 |
| 介護職員 | 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。 | 常勤１７名<br>以上 |
| 機能訓練<br>指導員 | 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 | 常勤　　１名 |
| 栄養士 | 適切な栄養管理を行います。 | 常勤１名以上 |
| 調理員 | 食事の調理を行います。 | 常勤６名以上 |

| | | |
|---|---|---|
| 事務職員 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 常勤２名以上 |

２　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 | | サ　ー　ビ　ス　の　内　容 |
|---|---|---|
| 短期入所生活介護計画の作成 | | 1　利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。<br>2　短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。<br>3　短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。<br>4　それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 |
| 利用者居宅への送迎 | | 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。<br>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 |
| 食　　事 | | 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。 |
| 日常生活上の世話 | 食事の提供及び介助 | 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 |
| | 入浴の提供及び介助 | １週間に２回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 |
| | 排せつ介助 | 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。 |
| | 更衣介助等 | 介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。 |
| | 移動･移乗介助 | 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。 |
| | 服薬介助 | 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。 |
| 機能訓練 | 日常生活動作を通じた訓練 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。 |
| | レクリエーションを通じた訓練 | 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 |
| その他 | 創作活動など | 利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 |

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用料その他の費用

当施設の利用料は、【利用料金表】のとおりとします。

3　サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

4　虐待の防止について

施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めています。

(5) 前４号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任しています。
(6) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに市へ報告します。

5　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性・・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
(2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
(3) 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

6　秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|---|---|
| ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。<br>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。<br>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。<br>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
| ② 個人情報の保護について | ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。<br>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。<br>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） |

7　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

| | |
|---|---|
| 【家族等緊急連絡先】 | 氏　　名　　続柄<br>住　　所<br>電 話 番 号<br>携 帯 電 話<br>勤　務　先 |
| 【主治医】 | 医療機関名<br>氏　　名<br>電 話 番 号 |

8　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

| | |
|---|---|
| 【市町村（保険者）の窓口】<br>八戸市役所　介護保険課 | 所 在 地　八戸市内丸 1-1-1<br>電話番号　0178-43-9292（直通） |
| 【居宅介護支援事業所の窓口】 | 事業所名<br>所在地<br>電話番号<br>担当介護支援専門員 |

9　心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10　居宅介護支援事業者等との連携

① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

11　サービス提供の記録

① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行

うこととし、その記録はサービスを提供した日から５年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12　衛生管理等

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13　業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

15　サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

(2) 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(3) サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

事業者入所相談、苦情担当

| | |
|---|---|
| 【事業者の窓口】<br>介護支援専門員<br>東山順治 | 所 在 地　八戸市南郷大字市野沢字山陣屋 36-50<br>電話番号　0178-82-3870 |

| | |
|---|---|
| 【市町村（保険者）の窓口】<br>八戸市役所　介護保険課 | 所 在 地　八戸市内丸 1-1-1<br>電話番号　0178-43-9292（直通） |
| 【公的団体の窓口】<br>青森県国民健康保険団体連合会 | 所 在 地　青森市新町二丁目 4-1（青森県共同ビル 3F）<br>電話番号　017-723-1336 |

苦情処理体制

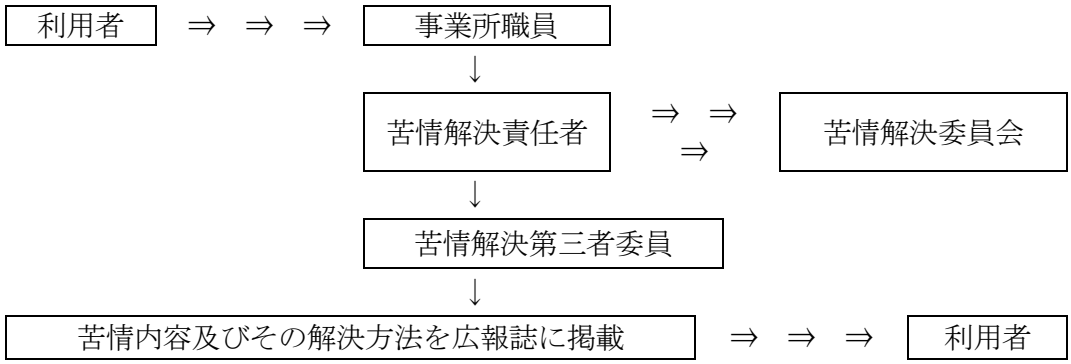


短期入所生活介護サービスのご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜事業者名＞　社会福祉法人　信和会
ショートステイクローバーズ・ピア

＜住　　所＞　青森県八戸市南郷大字市野沢字山陣屋３６番地５０号

＜説 明 者＞　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護について重要事項説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者

＜住　　所＞

＜氏　　名＞　　印

※代筆の場合の理由
□ペンを持つことができない　□認知症のため
□その他（　　）

代理人

＜住　　所＞

＜氏　　名＞　　印　＜続　　柄＞

# ショートステイ　クローバーズ・ピア　利　用　料　金　表

令和８年８月１日現在

(1 日当たり)

１．介護保険一部負担金

【介護予防】

| 介護度 | 要支援１ | 要支援２ |
|---|---|---|
| １割負担 | ４５１円 | ５６１円 |
| ２割負担 | ９０２円 | １，１２２円 |
| ３割負担 | １，３５３円 | １，６８３円 |

【要介護】

| 介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
|---|---|---|---|---|---|
| １割負担 | ６０３円 | ６７２円 | ７４５円 | ８１５円 | ８８４円 |
| ２割負担 | １，２０６円 | １，３４４円 | １，４９０円 | １，６３０円 | １，７６８円 |
| ３割負担 | １，８０９円 | ２，０１６円 | ２，２３５円 | ２，４４５円 | ２，６５２円 |

２．各種加算

| | 加算料金<br>（１割負担） | 加算料金<br>（２割負担） | 加算料金<br>（３割負担） |
|---|---|---|---|
| サービス提供体制加算Ⅰ | ２２円 | ４４円 | ６６円 |
| 機能訓練体制加算 | １２円 | ２４円 | ３６円 |
| 看護体制加算Ⅰ<br>※【要介護】のみ | ４円 | ８円 | １２円 |
| 送迎加算　（片道） | １８４円 | ３６８円 | ５５２円 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ | １０円／月 | ２０円／月 | ３０円／月 |
| ＊若年性認知症利用者受入加算 | １２０円 | ２４０円 | ３６０円 |
| ＊緊急短期入所受入加算 | ９０円（７日限度） | １８０円（７日限度） | ２７０円（７日限度） |
| ＊長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 | 所定単位数から１日につき３０単位を減算 | | |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ） | 総単位数に加算率(１７．６％)を乗じた単位数 | | |

＊項目については該当者のみです。

３．居住費

| | 第１段階 | 第２段階 | 第３段階① | 第３段階② | 基準費用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個室 | ３８０円 | ４８０円 | ８８０円 | ９８０円 | １，２３１円 |

４．食　費

| | 第１段階 | 第２段階 | 第３段階① | 第３段階② | 基準費用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 食　費 | ３００円 | ６００円 | １，０３０円 | １，３６０円 | １，５４５円 |

※・朝食　５１５円　・昼食　５１５円　・夕食　５１５円

◎　日用品等についてはつぎのとおり実費相当額を申し受けます。

利　用　料　金　表

| 区　分 | 金　額 |
|---|---|
| 日用品費 | 歯ブラシ　実　費<br>タオル　実　費<br>その他　実　費 |
| 教養娯楽費 | 行事の材料費　実　費 |
| 理容代（美容代は別途） | １，５００～２，０００円　実　費 |
| 健康管理費 | 予防接種費用　実　費 |

# 誓約書　個人情報使用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記の場合に必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

＜個人情報利用範囲＞
利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらせていただきます。

■ 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
■ サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
■ サービス利用にかかわる管理運営のため
■ 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
■ ご家族及び後見人様などへの報告のため
■ 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
■ 当社の職員研修などにおける資料のため
■ 法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
■ 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
■ 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

令和　　年　　月　　日

【事 業 所】住　所：八戸市南郷大字市野沢字山陣屋３６番地５０
名　称：ショートステイクローバーズ・ピア
管理者：岩沢　留美子　　印

【ご利用者】　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※代筆の場合　　代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理　由　　□ペンを持つことができない　□認知症のため
□その他（　　）

【ご家族様】　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

続　　柄 ＿＿＿＿＿＿＿